

「山居バル」参加規約

2025 年度

1. **開催趣旨** さかたウォーターフロント活性化企画として山居倉庫周辺エリアの魅力を引き出す為に岸壁を活用。公民連携でイベント開催をすることで、にぎわいを創出しより良いまちづくりを目指していく。

2. **主催** いろは蔵タウンマネジメント(株) (山居バル事務局) / 山居バル実行委員会

3. **共催** 元気インターナショナル

4. **後援** 酒田市

5. **開催日時** 5月10日(土) 午後15時～20時まで (変更の場合あり)
9月20日(土) 午後15時～20時まで (変更の場合あり)
10月19日(日) 午後15時～20時まで (変更の場合あり)

6. **開催予定地** 山居倉庫対岸

7. **出店単位** 1区画単位 (間口3m×奥行3m)

※軽トラックやキッチンカーでの販売を希望される方は予めご連絡ください。

8. **参加申し込み方法**

*「山居バル」募集要項・規約を確認し、出店申込書に必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込み時点で募集数に達している場合や主催者の開催趣旨に添わない場合、申込みをお断りする場合があります。

* **選考基準についてとお願い** <[詳細はこちらから確認下さい](#)> [📧ここをクリック](#)

(1) FAX 0234-25-4120

(2) Eメール sankyo.bar@gmail.com

(3) 直接事務局 いろは蔵タウンマネジメント(株) (酒田市上本町7番24号)

*事務局で申込希望の方は予めお電話下さい (0234-25-4117 担当:加藤)

※ 5月10日(土)開催 申込締切 3月31日

※ 9月20日(土)開催 申込締切 7月18日

※10月19日(日)開催 申込締切 7月18日 (締め切り後でも募集数によっては受付の場合あり)

9. **出店料** 当日売上の9% + ゴミ処理代 1,000円 (会場内の飲食ゴミ処理の協力金として)

10. **募集区画数** 若干数 (テント出店 11店舗ほど / キッチンカー3~4店舗ほど)

11. **出店規約**

(1) 出店規約

(ア) 参加規約に同意頂ける方のみ出店を受付させていただきます。

(イ) 参加規約に違反した方は退場をお願いする場合があります。

(ウ) 出店は申込者本人が必ず参加して下さい。代理出店は認めません。

(エ) 出店者は主催者の指示に従ってください。

(オ) 出店場所は主催者が決定します。

(カ) 原則として申込み区画内に収まるスペースでの出店になります。

- (キ) 電気、水道は供給出来ません。必要な場合は各自持ち込みとなります。
- (ク) 会場での火器使用は可能ですが、使用にあたっては事前に主催者に届けて下さい。
- (ケ) 偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物等、社会通念上不適当と思われるもの及び法律・関係条例・規則等に抵触する物品の持込・販売はできません。
- (コ) 会場での盗難や破損、事故、または、販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該販売者の責任で速やかに対応してください。同時に主催者に必ず報告をお願いします。
- (サ) 会場施設の破損など主催者側に損害を与えた場合は、いかなる場合も自己負担にて補償してください。また、第三者に損害を与えた場合も、出店者の責任で解決してください。
- (シ) 開催中に発生した人身事故、物損事故等について主催者は一切の責任・補償を負いません。
- (ス) 申し込み後に販売品目を変更する場合は、予め主催者に申し出て下さい。
- (セ) 出店を取りやめる場合は、主催者へ速やかにご連絡ください。
- (ソ) 住宅地での開催の為、過度な音楽や騒音などは出さないで下さい。
- (タ) ホテル及び住宅街前での開催の為、20 時以降は静かにお願いします。
- (チ) 山居バル開催時間の路上駐車は禁止とします。
- (ツ) 主催者、出店者は互いに平和的に、又来場者が和やかにイベントを楽しめるように心掛けて下さい。

(2) 搬入、搬出、車両、清掃

- (ア) 会場内への車両の進入は午後 2 時 45 分までとし、午後 3 時以降の進入・退出を禁止します。会場への搬入搬出は、出店場所で随時変わりますが事前に搬入搬出時間をお知らせします。当日は主催者が車両誘導します。(搬入搬出時間の厳守、決められた時間内で準備および撤去を終えるようにして下さい。)
- (イ) 路上での車両駐停車は禁止します。また食材の搬入については、原則当初の搬入でお願いします。売り切れなど、やむを得ず追加する場合、現地自店スタッフが受け入れして、運搬車の人が車を離れて路上駐車するなど交通の妨げになり他者の迷惑となるような行為はおやめ下さい。路上駐車による渋滞が発生するなど、主催者が迷惑行為であると判断した場合、次回以降の出店をご遠慮いただく場合があります。
- (ウ) 会場の運営上、出店場所のレイアウトを変更する場合があります。
- (エ) 出店場所及びその周辺は出店者が責任を持って清掃を行い、販売の際に発生したゴミ等については出店者が責任を持って回収し、必ず持ち帰ってください。
- (オ) 終了時刻までは、いかなる理由があっても出店者の搬出はできません。
- (カ) 搬出はイベント終了 20 時から 30 分で終わってください。
- (キ) 出店者の車両については各自で駐車場を確保して下さい。(主催者が駐車場を準備する事はありません)

(3) 火器使用許可 <消防署への届け出が必要となります / 消防署視察有り>

- (ア) 火気使用の場合は事前の申出をお願い致します。(消火器は各自で必ずご用意下さい。)
- (イ) 発電機の持ち込みの場合は事前の申出をお願い致します。(消火器は各自で必ずご用意下さい)
- (ウ) 消防署への届け出は主催者が行います。

(4) 衛生管理 <庄内保健所視察有り>

- (ア) 飲食関連の販売については、各業種の**営業許可**もしくは酒田市内のイベント等で有効な**臨時営業許可**や**移動食品営業許可証**を取得している方に限ります。**営業許可証の原本を必ずご持参ください。**
- (イ) 食品衛生法に基づく許可等、出店者の営業に必要な許認可手続きは出店者の責任で個々に対応してください。
- (ウ) 出店申込みする際は申込書と一緒に**営業許可証等の写し(コピー)を事務局に提出してください。**
- (エ) 食品を取り扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止など食品管理には十分注意してください。

[ここをクリック](#)

必要な許認可については、庄内保健所生活衛生課の HP でご確認ください

(オ) 営業届の内容によって食品加工(惣菜等)物販の方は食品表示シールを貼る義務があります。

(カ) 食品の販売に必要な表示は、「直売所のための食品表示ハンドブック」に従い確実に行ってください。[ここをクリック](#)
また、各自で保健所に確認して下さい。

[直売所のための食品表示ハンドブック\(参照\)](#)

(5) 開催の中止

- (ア) 基本的には雨天決行ですが、気象状況（荒天、天災地変等の不可抗力）運営上の事情、その他の事情により開催を中止とすることがあります。
- (イ) 事前中止の場合は、開催週の水曜日正午までに主催者から出店者へ連絡します。
- (ウ) 気象状況等により急な中止判断をする場合もあります。ご理解下さい。
- (エ) 中止による予備日の開催はありません。
- (オ) いずれの理由であっても開催中止になったことにより生じる派生的・付随的・間接的損害（営業上の利益損失等を含む）について、主催者側による補償等は一切できません。

(6) 出店者取り止め

- (ア) 主催者からの指示や出店規約を遵守しない出店者については、出店を取り止めていただきます。
- (イ) 直前または当日キャンセルをした場合は、以後の出店を取り消す場合があります。
- (ウ) 出店の取り止め、取消しになった場合に置いても、主催者側による補償等は一切できません。
- (エ) 申し込み出店者以外の出店は認めません。

12. 反社会的勢力でないことの表明・確約

出店者は以下を誓約した上で申し込みを行うものとします。

- (1) 出店者は、暴力団・暴力団員・暴力団関係企業、団体・その他反社会的勢力に属していないものであり、直接ならびに間接的にも一切関与していない者
- (2) 出店関係者が下記のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - (ア) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (イ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (エ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (オ) 役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 出店関係者は第三者を利用して下記に該当する行為を行わないこと
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて山居バルの信用を棄損し、または業務を妨害する行為
 - (オ) その他前各号に準ずる行為

13. 広告及び販促 会場看板・新聞等媒体でのパブリシティ（紹介記事）・ホームページ・フェイスブック等。

14. 規約の改定

- (1) 主催者は本参加規約他を随時変更することができるものとします。本参加規約の改定はホームページにて告知しその時点をもって全ての事項は改定後の募集要項・参加規約に準じるものとします。

15. 問い合わせ先（「山居バル」事務局）

いろは蔵タウンマネジメント株式会社

酒田市上本町 7 番 24 号 電話 0234-25-4117 FAX0234-25-4120 担当：加藤

2025年2月6日 改定

山居バル 2025 出店申込書

①出店者情報 ※全項目必ず記入して下さい		
出店申込者名		
出店者・出店会社名		
連絡先	〒	
	TEL :	FAX :
	メールアドレス :	
担当者名・所属		

②出店内容 ※全項目必ず記入してください	
希望出店形態に✓	テント (大きさ 3m×3m)
	軽トラック (車両ナンバー :) 長さ・幅 ()
	キッチンカー (車両ナンバー :) 長さ・幅 ()
	その他
出店内容	
開催日 ※出店月を○で囲んで下さい	5/10(土) ・ 9/20(土) ・ 10/19(日)

③販売内容 ※全項目必ず記入してください		
食品販売	有 無	←食品販売の無い方は⑤ご署名へお進みください
食品販売の品目 全ての予定品目 ※詳しくご記入下さい		
食品販売方法 パッケージ販売・袋詰めなど		
火器使用	有 無	* 使用の場合必ず消火器をお持ち下さい

※保健所・税務署への手続きは各自・各出店者で行う必要があります

※ <申込書と一緒に営業許可証 (写し) も提出下さい>

④募集要項・参加規約 13.に記載する反社会的勢力ではない事の表明・確約に関する同意
<input type="checkbox"/> 同意します

⑤ご署名 ※必ずご署名をお願いします	
署名	上記記載内容に相違ありません。また、必要な手続きは責任を持って自らが先行い出店いたします。 <p style="text-align: right;">(印)</p>

出店申込先/問い合わせ先

「山居バル」事務局

いろは蔵タウナマネジメント株式会社

担当：加藤

〒998-0042 山形県酒田市上本町 7 番 24 号

TEL:0234-25-4117

FAX:0234-25-4120